

様式 1

岡山県立都市公園施設命名権取得申込書
(岡山県総合グラウンド体育館)

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆 太 あて

法 人 名
住 所
代表者名 

岡山県総合グラウンド体育館命名権者募集要項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。
なお、当社は、岡山県広告取扱基準第 3（裏面参照）に規定する規制業種又は事業者には該当しないことを誓約します。

愛 称	
上記愛称とした理由	
命 名 権 料	円／年（消費税別途）
契 約 期 間	年

法 人 名		
業 種		
業 務 内 容		
連 絡 先	担 当 者	
	部署・役職	
	電 話	
	F A X	
	E - m a i l	

※こちらに記載いただいた連絡先については、命名権者に決定した際、報道各社への配布資料に「問い合わせ先」として記載いたしますのでご了承ください。

(参考)

岡山県広告取扱基準（平成 21 年 10 月 1 日施行）（抄）

第 1 趣旨

岡山県広告取扱要綱（以下「要綱」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき、広告掲載等の取扱について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 個別の基準

この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告掲載等に係る個別の基準が必要な場合は、別に定めるものとする。

第 3 規制業種又は事業者

次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は掲載等しない。

なお、広告の掲載等を開始した後において、これらの業種又は事業者該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）が関与すると認められるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条に規定する風俗営業等に該当するもの
- (4) 貸金業法（昭和 5 8 年法律第 3 2 号）第 2 条に規定する貸金業に該当するもの
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成 1 5 年法律第 8 3 号）第 2 条に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (6) 広告の掲載等を開始する日において、行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (7) 広告の掲載等を開始する日において、違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けているもの
- (8) 広告の掲載等を開始する日前 6 月以内に、県の指名停止措置を受けた事業者又は資格停止措置を受けているもの
- (9) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）による再生又は更生手続中のもの
- (10) 自らの責めに帰すべき事由により、社会的信用を著しく失墜しているもの
- (11) 県税及び市町村税を完納していないもの
- (12) その他県有資産等を広告媒体として使用する業種又は事業者として適當でないと認められるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの
 - イ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
 - ウ 割賦販売法（昭和 3 6 年法律第 1 5 9 号）第 1 1 条に規定する前払式割賦販売その他これに類するものに関するもの（経済産業大臣の許可を受けた者に係るものを除く。）
 - エ 特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号）第 3 3 条第 1 項に規定する連鎖販売取引若しくは同法第 5 1 条第 1 項に規定する業務提供誘引販売取引又はこれらに類する取引に関するもの
 - オ たばこに関するもの
 - カ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの
 - キ 債権取立て、示談引受け等に関するもの
 - ク 占い、運勢判断等に関するもの
- (13) 要綱第 9 条に規定する審査機関において適當でないと認められたもの

役 員 等 名 簿

商号又は名称

	役 職 名	フリガナ	性別	生 年 月 日
		氏 名		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

名簿記載対象者

非常勤を含む役員（登記事項証明のうち「役員に関する事項」欄に記載されている者）、
契約等の権限を委任する支店又は営業所等を代表する者で役員以外の者

役 員 等 名 簿

商号又は名称 岡山ABC商事(株)

	役 職 名	フリガナ	性別	生 年 月 日
		氏 名		
1	代表取締役	オカヤマ タロウ 岡山 太郎	男	S33.1.1
2	取締役	オカヤマ イチロウ 岡山 一郎	男	S38.4.5
3	取締役	オカヤマ カズコ 岡山 和子	女	S33.7.20
4	取締役	オカヤマ ゴロウ 岡山 五郎	男	S41.11.29
5	監査役	ツヤマ ヨシオ 津山 義男	男	S44.9.13
6	社外取締役	ヒロシマ ジロウ 広島 次郎	男	S60.5.3
7	社外監査役	ヤマグチ シロウ 山口 四郎	男	S38.12.20
8	支配人	クラシキ ジロウ 倉敷 次郎	男	S36.12.31
9				
10				

名簿記載対象者

非常勤を含む役員(登記事項証明のうち「役員に関する事項」欄に記載されている者)、
契約等の権限を委任する支店又は営業所等を代表する者で役員以外の者

誓 約 書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 9 条第 2 1 号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成 2 2 年岡山県条例第 5 7 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1 の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆 太 殿

所 在 地

名 称

役 職 名
氏 名

印

・裏面もご確認ください。
・誓約書は契約ごとに提出してください。

記入時の注意事項

◎ 代表者が記入する場合

- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、登記されている主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の役職及び氏名を記名し、代表者印又は契約書に使用する印を押印してください。

◎ 受任者が記入する場合

- ・ 契約に関して、入札参加資格審査申請時に県所定の様式による委任状が提出されていれば、当該委任状中の権限の委任により、この誓約書の内容について記入し、誓約する権限は、受任者が有していますが、契約の解除につながる可能性のある重要な内容なので、念のため事前に委任者に記載内容について確認しておいてください。
- ・ 所在地、名称、役職名及び氏名欄には、受任者の住所、社名及び支店等の名称並びに受任者の職氏名を記名し、契約書に使用する印を押印してください。

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成 22 年岡山県条例第 57 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

（暴力的要求行為の禁止）

第 9 条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。第 12 条の 3 及び第 12 条の 5 において同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

- (21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 3 号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第 3 号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第 1 号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等をするを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

- ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)

委 任 状

令和 年 月 日

岡山県知事 あて

(委 任 者)

住 所

法 人 名

代表者名

印

私は、下記の者を代理人と認め、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間、岡山県立都市公園施設（岡山県総合グラウンド体育館）の命名権取得の申込みに関し、次の事項について権限を委任します。

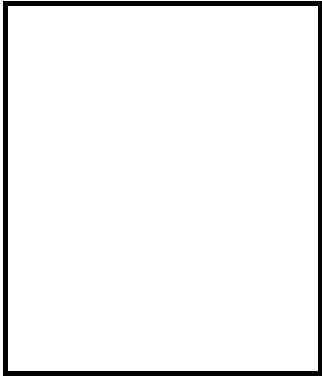
1 受任者（代理人）

受任者使用印鑑

住 所

法 人 名

氏 名



2 委任事項

様式 4

○FAX送付先（岡山県 都市計画課）：0 8 6－2 2 6－0 2 7 3

○メール送信先（岡山県 都市計画課）：tosikei@pref.okayama.lg.jp

質問・回答書

令和 年 月 日

業 務 名	岡山県立都市公園施設（岡山県総合グラウンド体育館） 命名権者募集
質 問 事 項	
回 答	